髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一
 丁
 目
 2
 0

 条
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

ページ

1

目 次

告 示

1

○保安林の指定予定の通知

(治山林道課)

○道路の区域変更 (2件)

(道 路 課)

公 告

○県営土地改良事業の計画の変更

(農業基盤課)

正 誤

○正誤(令2・2・25付け 目次ほか)

告 示

高知県告示第811号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和2年10月9日

高知県知事 濵田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡檮原町下組130、131、133の2、135、136、茶や谷580 から584まで、593、596から598まで

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下組136・茶や谷580・583 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第812号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区	間		更前 0別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊 長荒311番 ら 長岡郡大豊 渡瀬673番 で	1 地先か町川井字	前	A	4. 8 } 30. 4	258
長岡郡大豊 長荒301番3 長岡郡大豊 柳渕682番8	から 町川井字		В	3. 7 } 39. 6	495
長岡郡大豊 長荒301番3 長岡郡大豊 柳渕682番8	から町川井字	後		9. 6 { 51. 1	495

高知県告示第813号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月9日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知南国
- 3 道路の区域

|--|

高知市高須砂地298	前	28. 5 { 38. 2	13
番 4	後	28. 5	13

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業(津野地区農村災害対策整備事業(保全施設))の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する

令和2年10月9日

高知県知事 濵田 省司

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和2年10月9日から同年11月9日まで
- 3 縦覧場所 津野町役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の 日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をする ことができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

恒

榖

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正		誤	
令2·2·25	10214	目次	1	左 (31)	○県統計調査の実施(2件)<u>(教育委員会事務局教育政策課)</u>		○県統計調査の実施 (2件)	(教育政策課)
令 2 · 9 · 25	10274	目次	1	左 (18)	○県統計調査の実施(教育委員会事務局教育政策課)		○県統計調査の実施	(教育政策課)